

改正

令和2年1月30日条例第1号

令和3年3月23日条例第6号

令和5年3月16日条例第12号

令和7年12月12日条例第32号

志免町学童保育事業実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、必要な保育を行うとともに、健全な育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 志免町学童保育事業（以下「事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

(名称及び位置)

第3条 事業を実施する場所（以下「学童保育所」という。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(対象児童)

第4条 学童保育所を利用できる児童は、町内の小学校に就学している児童であって、その保護者の就労等の事由により、放課後帰宅しても家庭に監護する者がいない児童とする。

(保育日)

第5条 学童保育所の保育日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から8月15日まで
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

(保育時間等)

第6条 学童保育所の保育時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの学校休業日以外の日（以下「登校日」という。）は、放課後から午後6時まで

(2) 土曜日、学校休業日、春休み、夏休み、冬休み等は、午前8時から午後6時まで

2 町長は、登校日において、保護者の労働時間等によりやむを得ない場合に限り、午後6時から午後7時までの範囲において延長保育をすることができる。

3 町長は、学校行事、災害等による時制の変更があった場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に保育日及び保育時間を変更することができる。

(申込手続等)

第7条 学童保育所の利用の申込手続その他学童保育所の利用に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(利用料)

第8条 学童保育所を利用する児童の保護者は、児童1人につき月額4,500円の利用料を町長に支払わなければならない。

2 延長保育を利用する児童の保護者は、児童1人につき次に掲げる区分により、町長に支払わなければならない。

(1) 1月単位で利用する場合 月額3,000円

(2) 随時に利用する場合 15分毎200円

3 登校日以外において保育時間を超えて利用する児童の保護者は、児童1人につき15分毎300円を町長に支払わなければならない。

(利用料の減免)

第9条 町長は、経済的事情その他特別の事由があると認められるときは、利用料を減免することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月30日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日条例第6号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年12月12日条例第32号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	位置
志免中央第一学童保育所	志免町志免中央一丁目 8 番 2 号
志免中央第二学童保育所	志免町志免中央一丁目 8 番 2 号
志免中央第三学童保育所	志免町志免中央一丁目 8 番 3 号
志免中央第四学童保育所	志免町志免中央一丁目 8 番 3 号
志免東第一学童保育所	志免町志免東一丁目 1 番 2 号
志免東第二学童保育所	志免町志免東一丁目 1 番 3 号
志免西第一学童保育所	志免町別府二丁目 4 番 3 号
志免西第二学童保育所	志免町別府二丁目 4 番 3 号
志免西第三学童保育所	志免町別府二丁目 4 番 4 号
志免西第四学童保育所	志免町別府二丁目 4 番 4 号
志免西第五学童保育所	志免町別府二丁目 2 番 1 号
志免西第六学童保育所	志免町別府二丁目 2 番 1 号
志免西第七学童保育所	志免町別府二丁目 2 番 1 号
志免南第一学童保育所	志免町大字吉原556番地
志免南第二学童保育所	志免町大字吉原556番地